

「農地流動化のための調査」ご協力のお願い



「農地流動化のための調査回答票」を、本号と同時に配布します。
今回は、平成24年度から実施予定の補助事業（国）の交付対象となるため
位置づけが必要となる「地域農業マスタープラン」作成時参考事項として、
新たな調査項目を設定しています。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

「農業体質強化基盤整備促進事業」について（農政課）

詳しくは折り込みのチラシをご覧ください。
お問い合わせ等は農政課（54-2121）までお願いします。

**区画拡大・暗渠排水等の
補助事業です！
1月10日締切り厳守！！**

認定農業者の認定を受けましょう

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

砂川市農業委員会では、担い手の育成及び確保のため、認定農業者数を64経営体とすることを目標としています。（「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より）

認定を受けられる農業者は、農業に意欲のある方（年齢や性別、専業農家・兼業農家の別、経営規模の大小、個人・法人は問いません）であって、5年後に

- ▶ 農業所得が概ね 400万円 以上を目指す方。
 - ▶ 年間就農時間が 1,800 ～ 2,000 時間を目指す方。
- です。（現在、達成されている方も認定を受けられます。） ☆ 詳細は農政課まで ☆

農業者年金に加入しませんか

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも（農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も）加入できます。

加入申込み、お問い合わせ等は、農業委員会事務局（54-2121内線250）または、新砂川農業協同組合営農課（54-3181）まで。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束したものの	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

○認定農業者などの担い手の皆様は、保険料の国庫補助が受けられます。
(左表をご参照ください。)

○補助部分は、特例付加年金として、将来農業経営からリタイアしたときに支給します。
なお、特例付加年金を受給するためには、農地等の経営継承が必要です。

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。